

知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する同法第42条及び沖縄県漁業調整規則（令和2年沖縄県規則第53号）第11条の規定に基づき、知事許可漁業の許可に係る制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年10月14日

沖縄県知事 玉城 康裕

1. まぐろはえ縄漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	許可すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
まぐろはえ縄漁業	沖縄県地先海面	1月1日から12月31日	5トン以上20トン未満	4	沖縄県に住所を有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年10月14日から令和7年11月14日まで

(3) 備考

この公示に係る許可の有効期間は、令和7年12月1日から令和12年11月30日までとする。

2. さんご漁業（深海サンゴ漁業）

(1) 許可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	許可すべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
さんご漁業（深海サンゴ漁業）	沖縄県地先海面	1月1日から12月31日	1	沖縄県に住所を有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年10月14日から令和7年11月14日まで

(3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、令和7年12月1日から令和10年11月30日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付ける。

(ア) 操業にあたっては、一本釣漁業、底はえ縄漁業等、他の漁業の操業を妨げてはならない。

(イ) 採捕できるさんごは、サンゴ科の刺胞動物（アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴ等の深海サンゴ）に限る。

(ウ) 採捕に使用する漁具は、無人潜水艇など、目的とする深海サンゴを選択的に獲ることができる漁具に限る。

ウ この公示に係る漁業を営む者の資格について、沖縄県に住所を有しない者は、沖縄県漁業調整規則に基づく漁業許可等の取扱方針に従い処理する。

3. さんご漁業（ソフトコーラル漁業）

（1）許可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	許可すべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
さんご漁業 (ソフトコーラル漁業)	沖縄県地先海面	1月1日から 12月31日	5	沖縄県に住所を 有する者

（2）許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年10月14日から令和7年11月14日まで

（3）備考

- ア この公示に係る許可の有効期間は、令和7年12月1日から令和10年11月30日までとする。
- イ この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付ける。
採捕できるサンゴは、ソフトコーラル（ウミトサカ目（ウミトサカ亜目及びウミツタ亜目（クダサンゴ科を除く。）の刺胞動物並びにムラサキハナツタに限る。）をいう。）に限る。
- ウ この公示に係る漁業を営む者の資格について、沖縄県に住所を有しない者は、沖縄県漁業調整規則に基づく漁業許可等の取扱方針第5の規定に従い処理する。

4. 潜水器漁業

（1）許可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	許可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
潜水器漁業	沖縄県地先海面（ただし、共同漁業権の設定されていない海面に限る。）	1月1日から 12月31日	12	沖縄県に住所を 有する者
	沖縄県地先海面（ただし、共同第1号海面及び共同漁業権の設定されていない海面に限る。）	1月1日から 12月31日	9	沖縄県に住所を 有する者
	沖縄県地先海面（ただし、共同第2号海面及び共同漁業権の設定されていない海面に限る。）	1月1日から 12月31日	6	沖縄県に住所を 有する者
	沖縄県地先海面（ただし、共同第3号海面及び共同漁業権の設定されていない海面に限る。）	1月1日から 12月31日	12	沖縄県に住所を 有する者
	沖縄県地先海面（ただし、共同第3、5号海面及び共同漁業権の設定されていない海面に限る。）	1月1日から 12月31日	6	沖縄県に住所を 有する者
	沖縄県地先海面（ただし、共同第4号海面及び共同漁業権の設定されていない海面に限る。）	1月1日から 12月31日	0	沖縄県に住所を 有する者
	沖縄県地先海面（ただし、共同第5号海面及び共同漁業権の設定されていない海面に限る。）	1月1日から 12月31日	0	沖縄県に住所を 有する者
	沖縄県地先海面（ただし、共同第6号海面及び共同漁業権の設定されていない海面に限る。）	1月1日から 12月31日	4	沖縄県に住所を 有する者
	沖縄県地先海面（ただし、共同第7号海面及び共同漁業権の設定されていない海面に限る。）	1月1日から 12月31日	17	沖縄県に住所を 有する者
	沖縄県地先海面（ただし、共同第8、12号海面及び共同漁業権の設定されていない海面に限る。）	1月1日から 12月31日	34	沖縄県に住所を 有する者
	沖縄県地先海面（ただし、共同第9、12号海面及び共同漁業権の設定されていない海面に限る。）	1月1日から 12月31日	9	沖縄県に住所を 有する者
	沖縄県地先海面（ただし、共同第10号海面及び共同漁業権の設定されていない海面に限る。）	1月1日から 12月31日	8	沖縄県に住所を 有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	許可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
潜水器漁業	沖縄県地先海面（ただし、共同第10、12号海面及び共同漁業権の設定されていない海面に限る。）	1月1日から12月31日	1	沖縄県に住所を有する者
	沖縄県地先海面（ただし、共同第11、12号海面及び共同漁業権の設定されていない海面に限る。）	1月1日から12月31日	7	沖縄県に住所を有する者
	沖縄県地先海面（ただし、共同第12、16号海面及び共同漁業権の設定されていない海面に限る。）	1月1日から12月31日	0	沖縄県に住所を有する者
	沖縄県地先海面（ただし、共同第13号海面及び共同漁業権の設定されていない海面に限る。）	1月1日から12月31日	1	沖縄県に住所を有する者
	沖縄県地先海面（ただし、共同第14号海面及び共同漁業権の設定されていない海面に限る。）	1月1日から12月31日	1	沖縄県に住所を有する者
	沖縄県地先海面（ただし、共同第15号海面及び共同漁業権の設定されていない海面に限る。）	1月1日から12月31日	23	沖縄県に住所を有する者
	沖縄県地先海面（ただし、共同第16号海面及び共同漁業権の設定されていない海面に限る。）	1月1日から12月31日	0	沖縄県に住所を有する者
	沖縄県地先海面（ただし、共同第17号海面及び共同漁業権の設定されていない海面に限る。）	1月1日から12月31日	0	沖縄県に住所を有する者
	沖縄県地先海面（ただし、共同第18号海面及び共同漁業権の設定されていない海面に限る。）	1月1日から12月31日	16	沖縄県に住所を有する者
	沖縄県地先海面（ただし、共同第20、21号海面及び共同漁業権の設定されていない海面に限る。）	1月1日から12月31日	5	沖縄県に住所を有する者
	沖縄県地先海面（ただし、共同第22号海面及び共同漁業権の設定されていない海面に限る。）	1月1日から12月31日	0	沖縄県に住所を有する者
	沖縄県地先海面（ただし、共同第22、23号海面及び共同漁業権の設定されていない海面に限る。）	1月1日から12月31日	15	沖縄県に住所を有する者
	沖縄県地先海面（ただし、共同第23号海面及び共同漁業権の設定されていない海面に限る。）	1月1日から12月31日	4	沖縄県に住所を有する者
	沖縄県地先海面（ただし、共同第24号海面及び共同漁業権の設定されていない海面に限る。）	1月1日から12月31日	0	沖縄県に住所を有する者
	沖縄県地先海面（ただし、共同第24、25、26号海面及び共同漁業権の設定されていない海面に限る。）	1月1日から12月31日	24	沖縄県に住所を有する者
	沖縄県地先海面（ただし、共同第27号海面及び共同漁業権の設定されていない海面に限る。）	1月1日から12月31日	5	沖縄県に住所を有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年10月14日から令和7年11月14日まで

(3) 備考

- ア この公示に係る許可の有効期間は、令和7年12月1日から令和10年11月30日までとする。
- イ この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付ける。
 サンゴを採捕する場合は、ソフトコーラル（ウミトサカ目（ウミトサカ亜目及びウミツタ亜目（クダサンゴ科を除く。））の刺胞動物並びにムラサキハナツタに限る。）をいう。）に限る。
- ウ この公示に係る漁業を営む者の資格について、沖縄県に住所を有しない者は、沖縄県漁業調整規則に基づく漁業許可等の取扱方針第5の規定に従い処理する。